

第 1039 回教育委員会 会議録

平成 29 年 3 月 27 日

10:00~11:15

①開 会

<廣瀬教育長>

それでは、ただいまから、第 1039 回教育委員会を開会いたします。

②会議録署名委員の指名

<廣瀬教育長>

会議録署名委員に、片桐委員と森岡委員を指名いたします。

③会期の決定

<廣瀬教育長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<廣瀬教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「平成28年度本県児童生徒の体力・運動能力調査結果について」、
スポーツ保健課長より報告願います。

<スポーツ保健課長>

それでは、私のほうから、平成 28 年度本県児童生徒の体力・運動能力調査結果について御報告させていただきます。

お手元の概要並びに別紙 1、2、それから報告書を御覧いただきたいと思います。

それでは、概要に沿って報告させていただきます。

体力・運動能力調査に関しましては、現在、3つの調査が行われております。うち2つがスポーツ庁管轄の調査ということでございまして、スポーツ庁のほうの調査では、昭和 39 年から、6 歳から 79 歳までの各年代を抽出して、国民の体力についての現状を明らかにするという調査が 1つ行われております。

それから、さきに御報告させていただきましたように、子どもの体力の低下という状況、その改善を図ることを目的としながら、平成 20 年度から小学校 5 年生、それから中学校 2 年生を対象にして悉皆で調査を行っている全国体力・運動能力、運動習慣等調査、これがさきに報告させていただきました調査でございます。

今回御報告させていただくのは、昭和 54 年から本県独自に全校種、小・中・高の各全年代を対象に体力・運動能力の実態を明らかにするための調査結果の報告でございます。それを毎年、このような報告書の形でまとめて、全校へお配りさせていただいているというところでございます。

それでは、概要のほうでございしますが、調査の目的につきましては、今、お話ししましたので、御覧いただきたいと思えます。

調査対象につきましては、県内の全児童・生徒ということで、先ほど申し上げましたが、小・中・高の全校種の全年代ということで、平成 27 年からは、悉皆の形で調査をさせていただいております。そして、システムに入力するという方法をとっておりますが、その中から、機械的無作為に約 2 割抽出するという形で、データをまとめているというところでございます。その 2 割のとり方としまして、調査対象の関係でございますが、小・中・高、このような人数、高等学校につきましては、公立のみということになってございます。合計 22,026 人ということで、約 20.85%と、2 割くらいというふうなことでございます。

調査結果のまとめのほうでございしますが、表 I を御覧いただきたいと思えます。

調査項目数ということでまとめさせていただいておりますが、これは何かといいますと、体力・運動能力の調査項目、小学校は 8 項目、中・高は 9 項目でございます、これに各学年の数を掛けまして、それから男女、それを 1 項目ずつどうかというふうに見ていくというふうなことでございまして、その数が、この 204 という数になってございます。その数で比較させていただきますと、全国の平均以上の項目数の合計が 140 項目となりました。全国との比較ということでございしますが、全国の値というのは、先ほど 3 つの調査があると申し上げましたけれども、前年度の 6 歳から 79 歳までの抽出で取ったそのデータとの比較でございます。それを見ますと、140 項目で前年度を上回るというような結果になってございます。

校種別に見ますと、小学校と高等学校で全国平均を上回る項目数が多く見られました。また、ここには書いてございませんが、中学、高校では前年度を上回る項目数という結果でございました。

項目別に見てみますと、本県の課題の一つとなっている 50m 走につきましては、ほとんどの学年で全国平均を下回るという結果でございます。これにつきましては、別紙の I の方に全国より劣るものは黒い丸で表させていただいております。これで、だいたいの状況を御覧いただければと思えます。

20m シャトルラン、この持久力につきましては、非常に優れておりまして、ほとんどの学年で全国平均を上回るという結果でございました。

ボール投げにつきましては、小学校の男女で全国平均を上回るというような結果が見られたところでございます。

新体力テストが始まったのが平成 11 年でございますけれども、それ以降のそれぞれの体力、運動能力の項目の状況を見てみますと、上体起こし、反復横とび、20m シャトルラン、そういう項目で、本県の児童・生徒においては、右肩上がりの向上傾向が見られているというところが、この調査で見られたところでございます。こちらにつきましては、報告書の該当ページのほうに記載がございしますので、後ほど御覧いただければと思っております。

今後の取り組みでございますけれども、次代を担う子どもの元気アップ推進事業を現在進めているところでございます。その中の、子どもの体力向上支援委員会（コンソーシアム）による体力向上の取り組みの推進ということで、体力向上対策会議を県内4地区の教育事務所単位で平成26年から行ってきておりますが、この取り組みによって情報の共有並びに課題認識非常に進んだものというふうなことで、この効果が徐々に出てきているのかなというふうなことでございまして、体力・運動改善傾向が見られるのも、1つは、これが働き始めてきているのかなというふうな、分析しているところでございます。

これに加えて、来年度は、先ほどの50m走の向上を目指しまして、やまがたっ子走力アップ推進事業の実施ということで、県内4地区で1校をモデル校を指定しまして、1学校1取り組みを中心とし、それぞれの学校で、50m走に興味、関心を持てるような取り組みを推進する事業でございまして。

それから、運動部活動外部指導者育成事業も新規に加えて、さらに子どもの元気アップの推進に取り組んでいるところでございます。

(2)から(5)につきましては、本年度も取り組んできているところでございますが、こちらのほうも、継続的に来年度取り組みながら、さらに体力・運動能力の改善・向上に向けて取り組んでまいりたいと、今のところでは思っております。

報告につきましては、以上でございます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。

<山川委員>

50m走というのは運動の最も基本のような感じがするんですが、全国平均を下回っている原因について何か推測できることはあるんですか。

<スポーツ保健課長>

子どもたちの生活での運動の状況とかというふうなことに繋がるところだとは思いますが、授業内容としてはそんなに変わっていないと思います。持久力は、目標を立てながら、今日はここまでいったとか、そういうような取り組みがしやすいんですが、短距離を走るというような運動形態が遊びの中に非常に少ないということが1つ挙げられるかと思えます。

昔は、鬼ごっこ、缶蹴り、言ってみれば素早く走るということかと思えますが、なかなかそういった遊びが見られない時代になってきておりますので、そういう短距離を走る機会は少なくなっているのかなと思えます。

<山川委員>

こういうふうな明確に全国との差が出るというのもなかなか無いと思って、どうすればいいんだと言われると、それはわからないんですけども、何でかなと素朴に思ってしまう。

<廣瀬教育長>

授業があるじゃないかと、私は随分申し上げてきましたが、それでも

なくて結局、運動習慣のほうがいいと専門家は言っています。

<片 桐 委 員> 山形県だけでないと思うんですけども、今の幼児期教育って、危険を察知できないから危険を排除するんですよ。

だから、転び方もうまく転べないというのもあったり、砂を触れないとか、裸足になりたくないとか、その辺の生活スタイルがすごく変わっていますよね。

<スポーツ保健課長> 全国的に見ましても、握力とかハンドボール投げというのは、全国的に小・中あたりは非常に低下しています。男子の握力については、今の小学生のお母さん世代が小学校のときの女子の記録に及ばない。そのくらい落ちてきています。

<片 桐 委 員> 生活スタイルの中で、雑巾を絞れないとか、結構、そういうのがあるんですよ。

<山 川 委 員> 何をすればいいのかというのは、浮かばないんですけども、やはり何かやらないといけないのかなという感じがします。これだけきれいにどれも低いと、間違いなく何かが足りないということですよ。

<スポーツ保健課長> いろいろ探りながらですけども、改善に向けて取り組んでまいりたいと思います。

<廣 瀬 教 育 長> ほかになければ、これより議事に入ります。

⑤議 事

<廣 瀬 教 育 長> 議第1号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。

<総 務 課 長> それでは、議第1号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、説明申し上げます。

資料のほうは、1-4を御覧いただきたいと思います。

改正理由でございますけれども、平成29年度の組織改編を行うための規則制定ということでございます。

改正内容は、教職員課の新設、文化財・生涯学習課における体制整備ということです。

施行期日は公布の日ということで、平成29年4月1日からということになります。

具体的な中身については、1-5以降、新旧対照表に基づいて説明させていただきます。

規則改正の中身につきましては、以前委員の皆様方に御説明を申し上げましたので、細かいところは、ここでは説明申し上げませんが、第4条に教職員課が新設されたということで、総務課の次に教職員課が入り

ます。

それから、文化財・生涯学習課の中に、図書館活性化担当、日本遺産・文化財活用担当が新たに設置されることに伴って、ここに加えられるということになります。

次の第2項になりますと、ここは課内室について規定しているところでございます、その中の教職員室というところが削除されております。

それから次の、総務課の分掌事務ですけれども、教職員室に係る部分を削除しているということでございます。

次の1-6にまいりますと、第6条に、新たに教職員課の分掌事務ということで、第6条として、ここに1条が加えられているということでございますので、第6条以下は、1条ずつずれていくような形になります。

1-7ですけれども、第9条でございます。ここは、29年度の組織改編等ではないのですけれども、県立の東桜学館中学が設置されたところでございますけれども、この部分の整備を失念していたということで、今回、県立高等学校というところの文言の統一等を含めて、改めて中学校というのをここに入れさせていただいたということになります。

それから、第11条の第15号、蔵王坊平トレーニングセンターに関することになります。これは、28年4月から上山市に譲与されたところでございますので、削除をさせていただいたところでございます。

なお、1-9以降が、改正後の組織規則の全文ということになります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第1号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第2号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。

<教職員室長>

それでは、資料2-1をお開き願います。

議第2号「特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、でございます。

提案理由は、山形県職員等の給与に関する条例等の改正に伴い、再任用に係る職である主任主査と副主任管理栄養士を新設することから、規定の整備を図るためでございます。

具体的には、資料2-3の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

初めに、第4条の表の中段を御覧いただきたいと思います。右側の改正案を御覧いただきますと、主査に引き続き主任主査を追加しております。同様に、改正案の下段には、副主任管理栄養士を追加しております。

また、同じ表中の上段を御覧ください。

左側の現行には、事務長（主査）とあります。この職は、平成25年4月1日から県立学校では廃止された職でありましたが、当時、該当する職員がいなかったために、そのままになっておりましたので、それを、このたびの規則の改正にあわせて削りたいと考えたところでございます。

なお、これらのことにつきましては、第3条第2項の文章中でも行っております。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第3号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。

<教職員室長>

それでは、資料3-1を御覧ください。

議第3号「教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、でございます。

このたびの改正は、教育職員免許状に関する規則について、第12条第3項の修得単位数及び別記様式の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、資料3-5により説明をさせていただきます。

平成27年6月、学校教育法等が改正されまして、平成28年4月1日から義務教育学校が創設されました。具体的には、新庄にあります萩野学園などでございます。

これは、小中一貫教育の実施を目的とするものでございます。義務教育学校の教員につきましては、小学校と中学校の免許状の併有を原則とされたことを受けて、教育職員免許法施行規則が改正され、小学校教員による中学校の免許状取得等、隣接学校種の免許状の取得を促進するため、教職経験に応じ、免許状取得に必要な単位数を軽減する制度が新たに定められたところでございます。

具体的には、義務教育学校等における教職経験1年ごとに単位数を3単位軽減することとされております。軽減する単位は、軽減しない場合の単位数の半数を限度として、上限である半数を軽減する場合、軽減

後の具体的な単位数の内訳については、教育職員免許法施行規則で定められております。

具体的な例としまして、資料の表により御説明させていただきたいと思っております。

小学校教員が中学校教諭免許状を取得する際、単位を軽減しない場合は、14 単位を修得する必要があるとございます。軽減制度を適用する場合、義務教育学校等の1年の教職経験で3単位軽減され、必要単位は11単位となり、また、2年の経験で6単位軽減され、必要単位は8単位となります。3年の経験では、軽減単位数が9単位となるところでございますが、14の半数が上限であるために7単位が軽減され、必要単位は7単位となります。軽減しない14単位の場合と上限まで軽減する7単位の場合の単位数の内訳については、国で定めております。しかし、上限に達しない場合の軽減後の単位数の内訳、具体例の表で申し上げますと、太線枠の部分でございますけれども、これにつきましては、教育職員免許法施行規則により、都道府県の教育委員会規則で定めることとされていることから、教育職員免許状に関する規則を改正し、単位数の内訳を定めるとともに、教職経験年数の判断に用いる証明書様式の一部を改正するものでございます。

以上が、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則の制定についての議案の説明になります。

提案理由につきましては、資料の3-4にありますとおり、教育職員免許法施行規則等の一部改正に伴い、修得単位数等の指定の整理を図るため、提案するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日でございます。

以上でございます。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次に、議第4号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課教職員室長より説明願います。

<教職員室長> それでは、資料4-4を御覧いただきたいと思います。

議第4号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の概要について御説明申し上げます。

まず、このたびの規則改正に先立ち行われました条例の改正につい

て、概要を御説明申し上げます。

条例改正の概要にありますとおり、平成 29 年 1 月、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、育児休業等の対象となる子として、実子及び養子の他、特別養子縁組成立前の監護期間中の子など、①から③に記載するものが追加されたところでございます。このうち、③のその他これらに準ずる者については、法律により条例で定めることとされたため、県議会 2 月定例会において、山形県職員等の育児休業等に関する条例の一部が改正されております。

また、育児休業等の対象となる子の拡大にあわせ、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、忌引休暇等についても子の範囲を拡大するため、県議会 2 月定例会において、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正しております。これらは、国家公務員や本県知事部局に準じた対応となっております。

続いて、施行規則改正の概要についてですが、ただいま御説明した条例の改正にあわせ、規則においても、子の範囲の拡大について条文や様式等、規定の整備を行うものでございます。

なお、提案理由は、4-3にありますとおり、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正に伴う規定の整備を図るため提案するものとしております。

施行期日は、条例の施行期日と同じく平成 29 年 4 月 1 日としております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

<廣瀬教育長>

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>

異議なし。

<廣瀬教育長>

御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長>

次に、議第 5 号「山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について」、総務課長より説明願います。

<総務課長>

議第 5 号「山形県教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則の制定」でございます。

資料 5-2 を御覧いただきたいと思います。

改正理由でございますけれども、「山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が 28 年 4 月 1 日から施行されていることに伴い、教育委員会会議における傍聴人の遵守事項を定めるということで、改正内容は、傍聴人が携帯してはならないものからつえを除き、施行期日は公布の日からとするものでございます。

5-3 を御覧いただきますと、今、申し上げました「障がいのある人

もない人も共に生きる社会づくり条例」第2条に、障がい理由とする差別ということで、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすること又は社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮をしないことがあって、県の責務として第4条に、そのような障がいを理由とする差別について解消するというふうにしなければならないとなつて、もう一つ申し上げますと、その下の県議会の傍聴規則の中でも、傍聴席に入ることができない者として、つえを携帯している者というところを、28年4月1日から削除しております。

こういった状況を踏まえ、教育委員会の傍聴人規則も次の5-4にありますように、第3条第2号、「傘、つえの類いを携帯しないこと」を「傘を携帯しないこと」ということで、障がい者がつえを必要とするということで、障がい者が傍聴できるような形に今回、規定を見直したものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

<廣瀬教育長> ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

<廣瀬教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<廣瀬教育長> 次の議第6号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各 委 員> 異議なし。

<廣瀬教育長> 御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第6号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<廣瀬教育長> これで、第1039回教育委員会を閉会いたします。